小規模個人再生による免責決定

平成２８年（モ）第９０５０１号

鹿児島県奄美市名瀬浦上町58番地１（認可時の住所大阪府摂津市別府１－16－９センターコート602号有限会社勇誠運輸内）
再生債務者　登山　和孝

１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。

平成28年７月15日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第４号

福岡県糸島市志摩津和崎306番地２
再生債務者　末崎　道宏

１　決定年月日時　平成28年７月14日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月12日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月19日から平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第８号

横浜市港北区綱島西５丁目15番15号
再生債務者　山本　薫

１　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月16日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月30日から平成28年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第１号

福岡県行橋市大字大野井799番地１　インスパイア104号
再生債務者　加来　超紀

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月19日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２８年（再ロ）第１０００５号

東京都国分寺市西恋ヶ窪３－10－６－206
再生債務者　岩井　弘樹

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成28年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成28年７月19日
東京地方裁判所民事第20部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年７月27日　埼玉県教育委員会

１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
水谷　忠章、埼玉県、埼玉県教育委員会
(1)　中学校教諭一級普通免許状（理科）
(2)　高等学校教諭二級普通免許状（理科）

２　失効年月日　平成28年７月13日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成28年７月27日　埼玉県教育委員会

１　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
大口　延義、東京都、東京都教育委員会
(1)　中学校教諭一種免許状（保健体育）
(2)　高等学校教諭一種免許状（保健体育）

２　失効年月日　平成28年７月13日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月二十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一六一号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月二十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一六一号）

平成二十八年七月二十七日
東京都千代田区岩本町一丁目四番四号
(甲)　株式会社アイプランニング
代表取締役　米村　康子
平成二十八年七月二十七日
東京都千代田区岩本町一丁目四番四号
福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳町一一九番地の三
(乙)　株式会社ユニル
代表取締役　米村　康子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
各社の株主総会の承認決議は、平成二十八年七月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月二十九日
掲載頁　一〇八頁（号外第一四四号）

(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年七月二十七日
埼玉県久喜市久喜北一丁目一〇番四号
(甲)　深作設備工業株式会社
代表取締役　深作　重雄
埼玉県久喜市久喜北一丁目八番一五号
(乙)　有限会社アサヒ
代表取締役　深作みね子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十七日
掲載頁　五十七頁（号外第一三五号）

(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十七日
掲載頁　五十七頁（号外第一三五号）

(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十七日
掲載頁　五十七頁（号外第一三五号）

(丁)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年六月十七日
掲載頁　五十七頁（号外第一三五号）

平成二十八年七月二十七日
東京都千代田区岩本町一丁目四番四号
(甲)　株式会社アイプランニング
代表取締役　米村　康子
東京都千代田区岩本町一丁目四番四号
(乙)　株式会社ユニル
代表取締役　米村　康子

合併公告

左記会社のうち丙及び丁は合併して丙は丁の権利義務全部を承継して存続し丁は解散するにいたしました（第一合併）。
また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました（第二合併）。
さらに、左記会社のうち甲及び丙は、第一合併及び第二合併の効力発生を停止条件として合併して、甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散するにいたしました（第三合併）。
これら合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月十四日
掲載頁　七十一頁（号外第一五六号）
(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月十四日
掲載頁　七十一頁（号外第一五六号）
(丁)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年七月十四日
掲載頁　七十一頁（号外第一五六号）
平成二十八年七月二十七日
東京都港区東新橋一丁目九番二号汐留住友ビル一六階
(甲)　ＢＣＬ株式会社
代表取締役　ランドール・エドウィン・ウィルバート二世
広島市安佐北区倉掛一丁目八番一六号
(乙)　株式会社ビーシーホールディングス
代表取締役　田中　弘樹
広島市安佐北区倉掛一丁目八番一六号
(丙)　株式会社ビーシー・イングス
代表取締役　田中　弘樹
広島市安佐北区倉掛一丁目八番一六号
(丁)　株式会社レガーメ
代表取締役　田中　弘樹